

【案件名：SAGA2024 物品配送等業務委託】仕様書に関する質問事項票及び回答票

No.	質問	回答
1	仕様書 6 (4) ①AD カード 納品先は何カ所ございますか。	施設への配送先（住所）は「別紙 1」を参照ください。
2	仕様書 6 (4) ③資料袋への封入 納品先は何カ所ございますか。	「別紙 1」の競技会場のみと想定している。
3	仕様書 6 (4) ⑤競技用消耗品（競技用） 消耗品とは、管理物品一覧のどの行に値しますか。具体的にどのような商材で、何アイテム程度の想定でしょうか。	競技用消耗品（競技用）は『対象物品一覧』の『競技会運営用物品（競技用）』、『競技会運営用物品（競技用）』を指している。 物品例としては「試合球」「クレー標的」「ラインテープ」「ゼッケン・ビブス」等、会場内で使用する消耗品を想定しており、アイテム数については、現時点で正確な数量を把握できておらず、上記『対象物品一覧』の数量（段ボール数）を参考とされたい。 掲載していない対象物品を業務委託に含める場合は、契約後に双方協議のうえ変更契約を行う【仕様書：10 (2)】。
4	仕様書 6 (6) 配送ラベル・内容物リスト・配送物品受領書の作成 配送物品受領票について、契約後の打合せと記載がありますが、配送会社が受領印を頂く配達伝票と別途の受領書が必要とのことでしょうか。	受注者が使用している「例：配達伝票」については、打合せにて要件を具備している事が確認出来れば、受領書に替えることが出来る。
5	仕様書 14 (1) 中止等の場合の支払い 「仮施設等の経費について」と記載がありますが、本件、仮説施設を設ける必要があるのでしょうか。	当初予定していた配送先が諸事情により使用できなくなった等、何らかの理由により、物品保管用の仮施設等を設けた際に係る経費としている。 通常であれば、代替え手段を発注者側で協議を行うため、仮施設等の設置予定は現時点でない。

6	<p>仕様書 8 (2) 業務終了後、仕様書 11 支払い方法 請求書については毎月末締め、翌月末ご入金を想定しておりますが、お間違いないでしょうか。その際に業務完了報告書は毎月の提出が必要でしょうか。</p>	<p>支払いについては、業務完了後一括払いを想定している【仕様書:11】。</p>
7	<p>管理物品一覧 (ボウリング) 式典用物品_演台等 御市手配の倉庫で保管中かと思いますが、受託者の業務範囲はどこからどこまでを行うのでしょうか。 また、高さの記載がございませんが、分かりますでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託場所としては、「受注者が用意した倉庫、発注者が物品を管理している倉庫（事務所及び近隣賃借倉庫）、競技会場、学校」を想定している。 ・『(ボウリング) 式典用物品_演台等 使用面積(横)800 cm×(奥行)350 cm』と記載しているが、分割した面積詳細は「別紙 2」を参照ください。
8	<p>管理物品一覧 その他備考 「R6 年度に各競技担当者に資料袋へ封入するか照会予定。封入する場合は、資料袋と一緒に配送・回収となる。納品の時期によっては、資料袋へ封入はせず、配送のみとなる可能性あり。」につきまして、どちらになるかで御見積に影響がでます。どちらのパターンで御見積を作成したらよろしいでしょうか。</p>	<p>入札書には封入を行う前提で積算いただき、入札金額を記載ください。</p>
9	<p>『配送先住所一覧』や『区分方法のわかる出荷指示一覧』の提供 ⇒弊社の宅配商品 XXXXXXXXXX は宛先の地帯(都道府県)とサイズ(3 辺合計)で料金が設定されております。(25 kg まで配送料金変更なし) また、入札金額の設定に当たり予定数量が必要になりますのでご教授いただけますと幸いです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配送先住所については、競技会場は「別紙 1」学校は「別紙 3」を参照ください。 ・出荷指示一覧を含めたスケジュール等については、契約後の打合せにて決定するため、現時点で提示出来ない（下記競技会運営用物品以外は受注者が用意する段ボール等[100～140 サイズ程度]で配送となる）。 ○参考：競技会運営用物品（事務用）に係る受注者が用意するコ ンテナ外寸 最小（横）366 mm×（奥行）264 mm×（高）272 mm

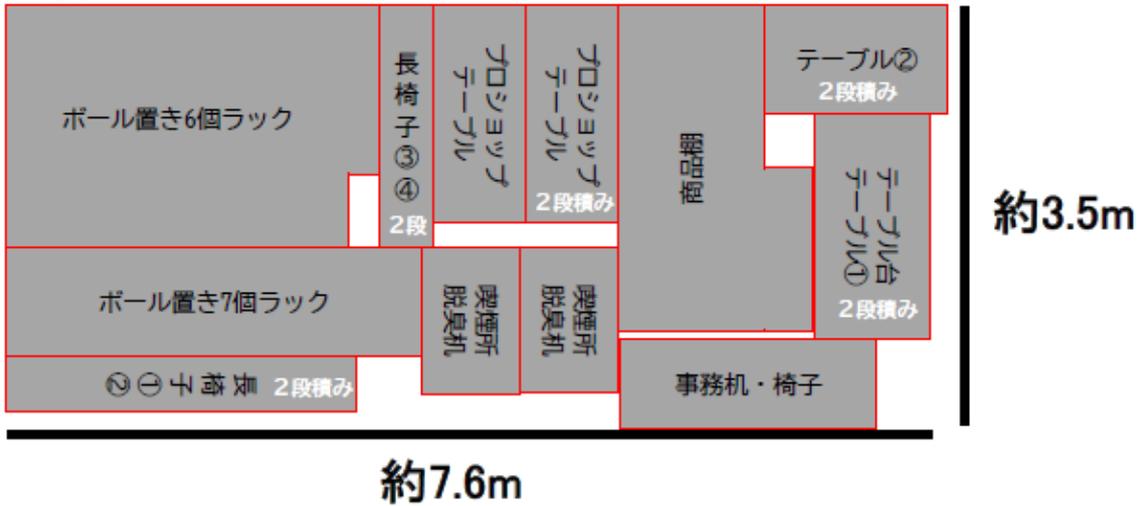
		最大（横）530 mm×（奥行）366 mm×（高）391 mm
10	『契約書(案)』のご提供 ⇒弊社が入札に参加させていただくにあたり、事前に入札参加可能か確認のために契約書(案)が必要になりますので、メールで可能であれば送付お願いいたします。	契約書（案）については「別紙4」を参照ください。
11	表彰状等について ⇒弊社の宅配商品 XXXXXXXXXX は信書(個人の特定性のあるもの)を送付することができません。弊社でお預かりする際に氏名が記入される前の状態がどうかご教授お願いいたします。	表彰状に係る対象者氏名に関しては、競技会場にて印字するため信書に該当しない。
12	仕様書 6 (3) 荷受け検品について ⇒対象物品一覧の物品・数量を荷受けするが、このうち、発注者へ引き取りする物品と新たに購入する物品の内訳を示してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・会期中のリハーサル大会の残数を一部利用することや、競技会運用用物品等の荷受け依頼を行うため、発注者への引取りが発生する。 ○参考：引取り物品 ADカードケース（ストラップ含む）、帽子（ハット）、ビブス、レプリカユニフォーム、資料袋、「別紙2」記載物品等 ・新たな物品については「別紙2」及び『競技会運用用物品』在庫分以外と想定している。
13	仕様書 6 (4) ⑤競技会運用用物品について ⇒使用するにあたり組立てや電池挿入等が必要な物品とあるが、具体的な物品名・作業内容・作業件数を示してほしい。	「電池挿入等が必要な物品」については誘導灯や懐中電灯等を想定しているが、電池挿入のみで組立不要であり、現時点では該当業務を委託する計画はない。

14	<p>仕様書 6 (4) ⑧学校観戦グッズについて ⇒学校観戦グッズ（しおり、応援グッズ）とあるが、対象物品一覧には応援グッズ（うちわ）としかない。 しおりは記載漏れか。記載漏れの場合、しおりの、規格・予定数量・入荷時のサイズ・入数・搬入予定数量・納品時期を示してほしい。</p>	<p>「しおり」に関しては、当初学校観戦グッズの仕分け対象としていたが、発注者側で印刷及び配送を行うことに変更したため、記載誤りとなる。現時点では該当業務を委託する計画はない。</p>
15	<p>仕様書 6 (6) 内容物リストについて ⇒内容物リストがあれば、同一宛先の梱包箱 1 箱に複数の物品を混入しても良いか。 その場合、注意すべき点は何か。</p>	<p>梱包箱内で、容易に判別が可能（同一箇所にて全ての関係者が一堂に会する訳でないため注意が必要）であれば、複数物品を梱包することは可とする。</p>
16	<p>仕様書 6 (7) 物品の配送について ⇒会場等へ荷下ろし後、指定された場所まで運搬とあるが、1 会場で複数の場所に配達することがあるか。</p>	<p>一会場（施設）一競技となるため、競技会場内で複数個所に配送する計画はない。</p>
17	<p>仕様書 6 (8) 物品の回収について ⇒物品の回収は各会場等で、受注者が回収できるように段ボール等に梱包されているものを日時を決めて回収するという認識だがあっているか。 その際、梱包箱の外装に内容品等の表記はあるか。受注者が示す伝票等の貼付は可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各会場等で日時を決めて回収する計画としており、その際はコンテナ又は段ボール等に回収物品を梱包する。『対象物品一覧』に掲げる『識別用品』等は関係者に配布後回収は行わないため、残数のみの引取りとなる想定である。 ・受注者が示す伝票等の貼付けは可能であるが、配送時の箱を回収時にも利用するため、梱包箱の外装に内容品等の表記（配送時分）はあるものと想定している（契約後に回収物を混同する等の打合せ）。
18	<p>仕様書 7 業務内容の検査について ⇒発注者の業務内容検査とあるが、作業場所は佐賀県内でなくても可か。（福岡県糟屋郡）</p>	<p>倉庫に関して所在地の指定は行っておらず、受注者倉庫内での作業も同様となる。</p>

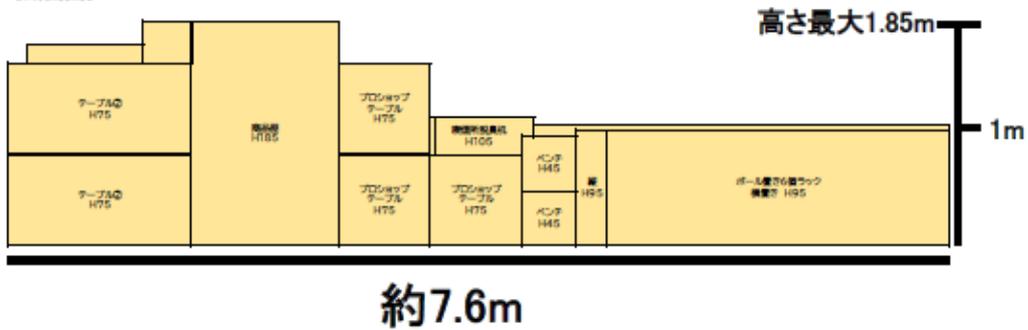
19	<p>仕様書 10 土曜日、日曜日の作業について ⇒土曜日、日曜日に倉庫に社員常駐が必須か。指示があった場合のみ出勤して対応でよいか。（事前に指示をいただけるか）</p>	<p>機械警備等で防犯上の対策が 24 時間なされており、火災に対する設備も備えておれば、土日祝日に限らず平日でも倉庫に社員は常駐していただく必要はない（発注者（市）による直接の物品引取り時には事前連絡をして伺う）。</p> <p>仕様書【仕様書：10（5）】は配送等の対応を、平日に限らず土日祝日適宜お願いしたい旨を記載している。</p>
20	<p>仕様書 11 支払方法について ⇒ XXXXXXXXXX</p>	<p>質問 6 を参照ください。</p>
21	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛先は、10 会場、55 校の計 65 箇所か。それぞれの住所一覧はあるか。 ・競技数は 15 競技か。 ・役職は「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」にあたる役職数か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設への配送先（住所）は「別紙 1」を参照ください。 ・学校数については「別紙 3」を参照ください。 ・競技数は 15 競技（20 種目）。 ・役職数【仕様書：6（4）】は「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」ではなく、SAGA2024 に係る仕分け「別紙 5」を参照ください。
22	<p>入札書履行場所は、倉庫の住所で宜しかったでしょうか</p>	<p>入札書履行場所は仕様書 4 業務委託場所である『受注者が用意する倉庫、発注者が物品を管理している倉庫及び各競技会場等』とする。</p>
23	<p>仕様書 6（4）② 服飾用品の帽子用シール及び帽子用隙間テープとは、どのような商品でしょうか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・帽子用シールとは、帽子（ハット、キャップ）に貼付ける SAGA2024 デザインシールをいう。 ・帽子用隙間シールとは、帽子（ハット）の規定がフリーサイズのため、帽子（ハット）サイズが大き過ぎる着用者への、調整用テープをいう。

24	仕様書 6 (4) ④ 事務用品に組み立て及び電池挿入とございますが、どのような商品でしょうか	質問 13 を参照ください。
25	仕様書 6 (4) ⑤ 競技用消耗品の仕分けについて、競技用消耗品はどのような商品でしょうか	質問 3 を参照ください。
26	おもてなし関係物品の搬入予定数ですが、対象物品一覧で 24 箱とありますが数量はお間違いないでしょうか	『対象物品一覧』で記載している 24 箱は、最大数で想定している。
27	仕様書 6 (7) 物品の配送について、各競技の商品の納品は一括納品予定でしょうか？ それとも運搬個数が多い競技等については、日付をずらした分納の指示を頂く事も考えられますか	<ul style="list-style-type: none"> ・各競技の物品については、競技毎の契約（発注）となるため、納品日は仕入れ状況により変わってくると想定している。 ・運搬個数が多い競技でも、一括配送を想定しているが、詳細は契約後の受注者との打合せにて決定する。
28	各競技ごとの物品配送予定日希望日がお決まりでしたらご教示ください。	施設への配送先（住所）である「別紙 1」に、大会日程を記載している。その前後が本大会における、主な競技毎の配送及び回収日時になると想定している。

【平面図】



【断面図】



【写真】



運搬物品一覧

	物品名	サイズ	台数	写真
1	ボール置きラック (6個×3段) ※キャスター付	W140 D25 H95	19	
2	ボール置きラック (7個×3段) ※キャスター付	W170 D30 H100	4	
3	プロショップテーブル	W180 D75 H75	3	
4	喫煙所脱臭機 ※キャスター付	W120 D80 H105	2	

5	商品棚	W135 D40 H185	7	
6	テーブル①	W185 D95 H75	1	
7	テーブル②	W150 D90 H75	2	
8	テーブル台	W150 D75 H90	1	

9	ベンチ①	W220 D45 H45	1	
10	ベンチ②	W200 D45 H45	2	
11	ベンチ③	W325 D45 H45	1	
12	JBC 佐賀県連	W105 D75 H75	2	写真なし ※一般的な事務用机
13	JBC 佐賀県連(椅子)	—	1	 ※事務机付随の椅子

■佐賀市内小中学校一覧

	学校名	住所
佐賀市立小学校 29校	1 勸興小学校	佐賀市成章町3番16号
	2 循誘小学校	佐賀市高木町15番30号
	3 日新小学校	佐賀市長瀬町9番15号
	4 赤松小学校	佐賀市中の館町1番39号
	5 神野小学校	佐賀市神野西二丁目4番8号
	6 西与賀小学校	佐賀市西与賀町大字厘外1437番地
	7 嘉瀬小学校	佐賀市嘉瀬町大字十五12番地 1
	8 巨勢小学校	佐賀市巨勢町大字高尾108番地
	9 兵庫小学校	佐賀市兵庫町大字淵1295番地
	10 高木瀬小学校	佐賀市高木瀬東五丁目6番12号
	11 北川副小学校	佐賀市木原三丁目12番1号
	12 本庄小学校	佐賀市本庄町大字本庄131番地1
	13 鍋島小学校	佐賀市鍋島一丁目1番2号
	14 久保泉小学校	佐賀市久保泉町大字川久保1357番地 1
	15 新栄小学校	佐賀市新栄東二丁目6番34号
	16 若楠小学校	佐賀市若宮三丁目2番1号
	17 開成小学校	佐賀市鍋島町大字森田35番地1
	18 諸富北小学校	佐賀市諸富町大字大堂990番地
	19 諸富南小学校	佐賀市諸富町大字為重920番地1
	20 春日小学校	佐賀市大和町大字尼寺1439番地
	21 川上小学校	佐賀市大和町大字東山田1807番地1
	22 松梅小学校	佐賀市大和町大字松瀬2075番地1
	23 富士小学校	佐賀市富士町大字小副川1339番地3
	24 北山東部小学校	佐賀市富士町大字古湯1514番地2
	25 三瀬小学校	佐賀市三瀬村三瀬2741番地2
	26 大詫間小学校	佐賀市川副町大詫間496番地
	27 西川副小学校	佐賀市川副町大字西古賀979
	28 東与賀小学校	佐賀市東与賀町田中453番地
	29 思斉小学校	佐賀市久保田町新田1207番地
佐賀市立中学校 14校	30 成章中学校	佐賀市成章町7番1号
	31 城南中学校	佐賀市南佐賀一丁目20番1号
	32 昭栄中学校	佐賀市昭栄町1番7号
	33 城東中学校	佐賀市巨勢町大字牛島242番地
	34 城北中学校	佐賀市高木瀬西三丁目1番50号
	35 金泉中学校	佐賀市久保泉大字上和泉2361番地 1
	36 鍋島中学校	佐賀市鍋島一丁目19番1号
	37 諸富中学校	佐賀市諸富町大字徳富2058番地3
	38 大和中学校	佐賀市大和町大字東山田3554番地1
	39 松梅中学校	佐賀市大和町大字松瀬2090番地1
	40 富士中学校	佐賀市富士町大字古湯2735番地
	41 三瀬中学校	佐賀市三瀬村三瀬2789番地
	42 東与賀中学校	佐賀市東与賀町下古賀1127番地1
	43 思斉中学校	佐賀市久保田町新田1217番地
佐賀大学附属 2校	44 佐賀大学教育学部附属小学校	佐賀市城内二丁目17番3号
	45 佐賀大学教育学部附属中学校	佐賀市城内一丁目14番4号
佐賀県立中学校	46 致遠館中学校	佐賀市兵庫北四丁目1番1号
私立中学校 3校	47 成穎中学校	佐賀県佐賀市駅前中央2-9-10
	48 学校法人 佐賀龍谷学園 龍谷中	佐賀市水ヶ江3-1-25
	49 弘学館中学校	佐賀県佐賀市金立町金立1544-1

(総則)

第1条 受託者は、別紙仕様書に基づき頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、委託者と受託者とが協議して定める。
(権利義務の譲渡等)

第2条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を受けたときは、この限りでない。

2 委託者は、この契約の目的物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第3条 受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 第1項又は次条の場合において、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(期限の延長)

第6条 受託者は、その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、委託者に対し遅滞なくその事由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、延長日数は委託者と受託者とが協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は委託者が負担するもの

とし、その額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(委託者の任意解除権)

第8条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第10条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託者の催告による解除権)

第9条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第10条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第2条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(2) この契約の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受託者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 第12条又は第13条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 受託者が暴力団等（佐賀市が佐賀警察署と平成21年12月16日に締結した佐賀市が行う行政事務からの暴力団排除合意書第2条第8号に規定する暴力団等をいう。）に該当したとき。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第11条 第9条各号又は第10条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第12条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第13条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条の規定により契約の内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第5条の規定により業務を一時中止した場合において、その中止期間が履行期間の10分の5以上に達したとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第14条 第12条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(委託者の損害賠償請求等)

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) 第9条又は第10条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは前項の損害賠償に代えて、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第9条又は第10条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 業務の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 第1項各号又は第2項各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

4 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から

既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく財務大臣が定める率（以下「支払遅延防止法の率」という。）の割合で計算した額とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第16条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第12条又は第13条各号の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第18条第2項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における支払遅延防止法の率の割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（検査及び引渡し）

第17条 受託者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から10日以内に目的物について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり目的物について補正を命じられたときは、受託者は、遅滞なく当該補正を行い委託者に補正完了の届けを提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については前項の規定を準用する。

4 受託者は、検査に合格したときは、遅滞なく当該目的物を委託者に引き渡すものとする。

（委託料の支払）

第18条 受託者は、前条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の検査に合格したときは、委託者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

（賠償金等の徴収）

第19条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで契約日における支払遅延防止法の率の割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料から相殺し、なお不足を生ずるときは、さらに追徴

することができる。

- 2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき契約日における支払遅延防止法の率の割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

(危険負担)

第20条 成果物の所有権は第17条第2項に定める検査(同条第3項において準用する場合を含む。)完了時に受託者から委託者に移転し、危険負担は同条第4項に定める目的物の引渡しを受けたときに受託者から委託者に移転する。

(契約不適合責任期間等)

第21条 受託者が本委託業務契約の内容に適合しない業務を行った場合は、委託者は、受託者に対して補修(以下「履行の追完」という。)を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項において委託者が履行の追完を請求した場合には、受託者は委託者の請求と異なる方法により履行することはできない。

- 3 第1項に規定する場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、委託者はその不適合の程度に応じて、代金の減額を請求することができる。

- 4 第1項及び第3項の規定による履行の追完、損害賠償の請求又は代金の減額請求は、履行期間終了日から1年以内に行わなければならない。ただし、受託者が履行期間終了日の時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。

(秘密の保持)

第22条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第23条 受託者は、この契約の履行に際して知り得た個人情報及び委託者の業務上の秘密については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。第3条により、この契約に係る業務を受託者から再委託された第三者においても同様とする。

(合意管轄裁判所)

第24条 この契約に関する訴訟の提起、調停の申立て等の必要が生じた場合の第一審管轄裁判所は、訴額の如何にかかわらず佐賀地方裁判所とする。

(契約外の事項)

第25条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。



計 39種類